

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南の風が設置経営するデイサービスセンターアル・ソーレ（以下「事業所」という。）において実施する指定介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業員」という。）は、利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持及び向上をめざし支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、自立を支援するために適切な援助を行わなければならない。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、包括支援センター、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 指定介護予防通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、包括支援センター、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 5 前5項のほか、「指定居宅サービス等の人員、設備および運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターアル・ソーレ
- (2) 所在地 堺市堺区甲斐町西2丁1番15号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に次の職員をおく。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者

生活相談員 1.2名
(常勤2名、内1名は介護職員と兼務)
介護主任
介護リーダー

介護職員 6名
（常勤4名、内1名は生活相談員と兼務、非常勤2名）
看護職員 1.2名（機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員 1.2名

介護主任は、指定介護予防通所介護の業務に従事し、介護リーダー及び介護従事者の育成、教育の任務、職場環境の整備に従事する。

介護リーダーは、指定介護予防通所介護の業務に従事し、介護従事者の育成、教育の任務に従事する。

介護職員は、指定介護予防通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の介護予防通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して介護予防通所介護計画の作成等を行う。

看護職員は、利用者及び職員に対する健康管理、職員の保健衛生管理に従事する。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

※前項に定めるものの他に必要の応じその他職種及び員数を置くものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。

（指定介護予防通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、1日50名とする。

1単位目50名

（指定介護予防通所介護の内容）

第7条 指定介護予防通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎

（利用料等）

第8条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない場合（償還払いになる場合）に利用者から支払を受

ける利用料の額と、居宅介護・居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用（希望される場合）の額の支払を受ける。

- (1) 食事の提供に要する費用 670円
- (2) 日用品費 250円
 - ・ コーヒー、紅茶、その他飲料水（希望時随時対応）
 - ・ しみとり、ローション等
- (3) おむつ代については、使用した枚数の実費分を徴収する。

4 当日キャンセル料（食事代） 670円

5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 指定介護予防通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 事業者は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

（利用料等の支払方法）

第9条 利用料等は、月末締めで下記の方法にて翌月末日までの支払とする。

- A：窓口での現金払い
- B：金融機関指定口座への振り込み
- C：指定口座からの引き落とし

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、堺市とする。

（衛生管理等）

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に

努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ・ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、事業所の従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、指定介護予防通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよ

う留意する。

(緊急時等における対応方法)

- 第13条 指定介護予防通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る包括支援センター又は居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第15条 指定介護予防通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定介護予防通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からも質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 本事業所は、提供した指定介護予防通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものと

する。

(身体拘束の原則禁止)

第18条 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行くものとする。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的におこなうものとする。

- (1) 緊急性・・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- (2) 非代替性・・・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限る。
- (3) 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解くこととする。

(その他運営に対する留意事項)

第19条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用研修 採用後12ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき胸を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所は、指定介護予防通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から2年間(サービス提供記録は提供の日から5年間)は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 南の風と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 4月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成18年 8月1日から施行する。

この規程は、平成21年 1月1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 5月1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。

